綴・伝承帖

安東家

本籍　大分県豊後高田市長岩屋
旧　西国東郡都甲村大字長岩屋
江戸時代　豊後国国東郡長岩屋村

2026年10月8日

豊後国西国東郡

安東家 綴・伝承帖

長岩屋の安東家は、大分県豊後高田市長岩屋に本籍を置く家である。長岩屋は国東半島の中ほど、都甲川の上流の谷にあり、六郷山の天念寺の門前にあたる。江戸時代には、島原藩領の長岩屋村であった。

長岩屋から約9km離れた所に、河内村の佐野がある。佐野には、天正8年（1580）の鞍懸の戦いのあと、代々庄屋を務めた安東家があった。この家は大神惟基を先祖とし、大友氏に仕えたと伝えられている。同じ河内村の安東家には、室町時代から江戸時代初期までの文書がまとまって伝わった。

本書では、佐野と河内村の安東家の記録をもとに、長岩屋の安東家の由来をたどる。まず、大神氏の伝えと、安東という名字の起源を取り上げる。続いて、大友氏の家臣として戦った安東家と、佐野村の庄屋の家を取り上げる。最後に、明治（1868〜1912）の郡長と議員を扱う。長岩屋の安東家と佐野の安東家のつながりを確かめる手がかりは、最後の章にまとめた。

目次

序 系統図、地図、年表 3
一 家の起源 姥岳の大蛇の子 7
二 名字の起源 図田帳の「安藤名」 8
三 武家の時代 堀木と丸山の古い文書 10
四 武家の時代 宮内少輔鎮景の書状 13
五 武家の時代 鞍懸の一年 15
六 武家の時代 義統の書状と二つの官途 21
七 佐野の村と家 亀介と佐野村の庄屋 24
八 佐野の村と家 梅園の婿　貞五郎 26
九 明治からの家 郡長と議員の九華 28
終 この帖の使い方 30
附一 河内村の安東の人びと 31
附二 資料によって異なる記述 32
注 推定の理由、系統図と地図の読み方 34
索引 登場する人 35

序　系統図、地図、年表

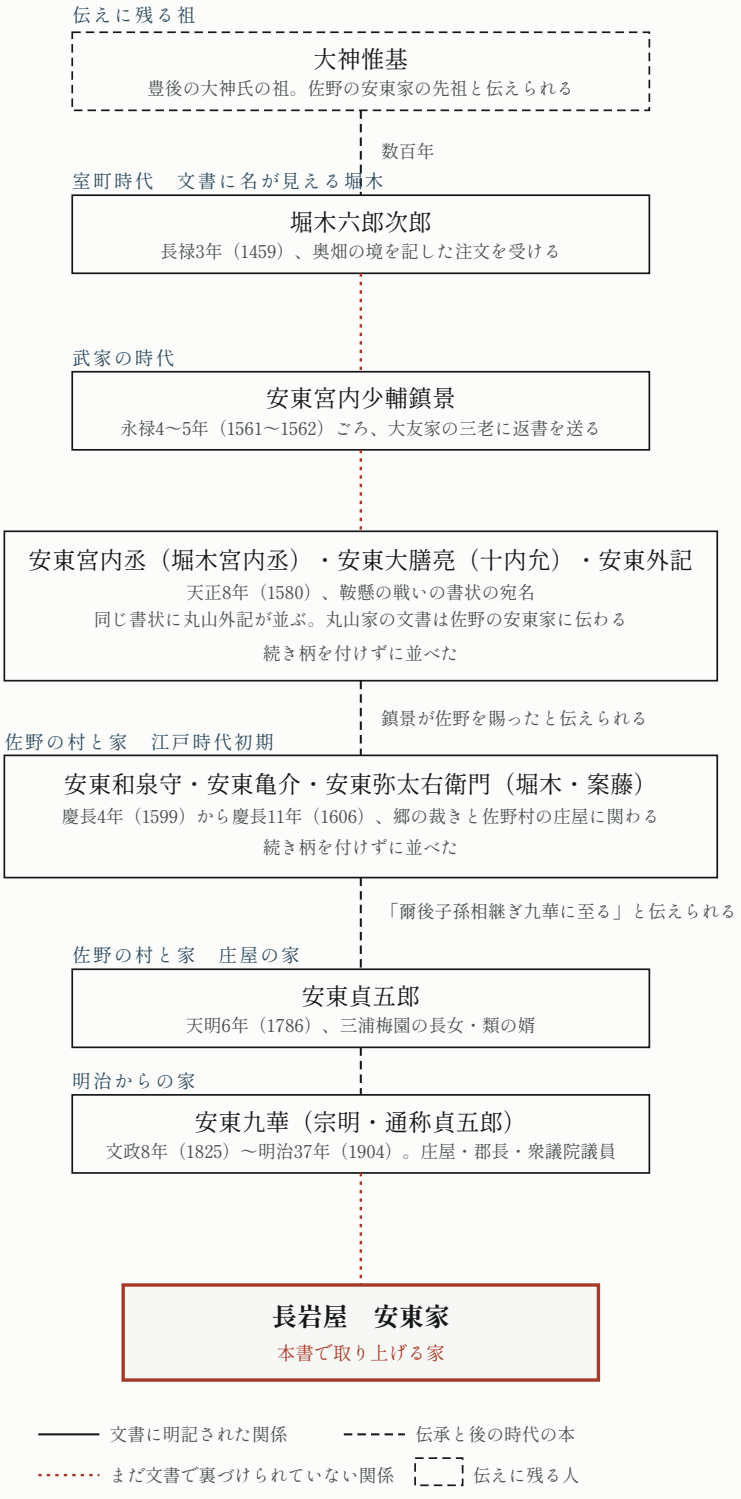

これは、長岩屋の安東家につながると考えられる、佐野と河内村の安東家の系統図である。上から順に、先祖と伝えられる大神惟基、室町時代の堀木の名、戦国時代の安東鎮景と宮内丞を並べた。その下に、江戸時代初期の亀介と弥太右衛門、佐野の庄屋の家の貞五郎と九華を置いた。最下段に、長岩屋の安東家を朱色の枠で示した。実線は文書に明記された関係、破線は伝承や後の時代の本に基づく関係、赤い点線はまだ文書で裏づけられていない関係を示す。



大分県全体を対象に、安東家の起源として語られる土地と、安東家の名が文書に残る土地を示した。

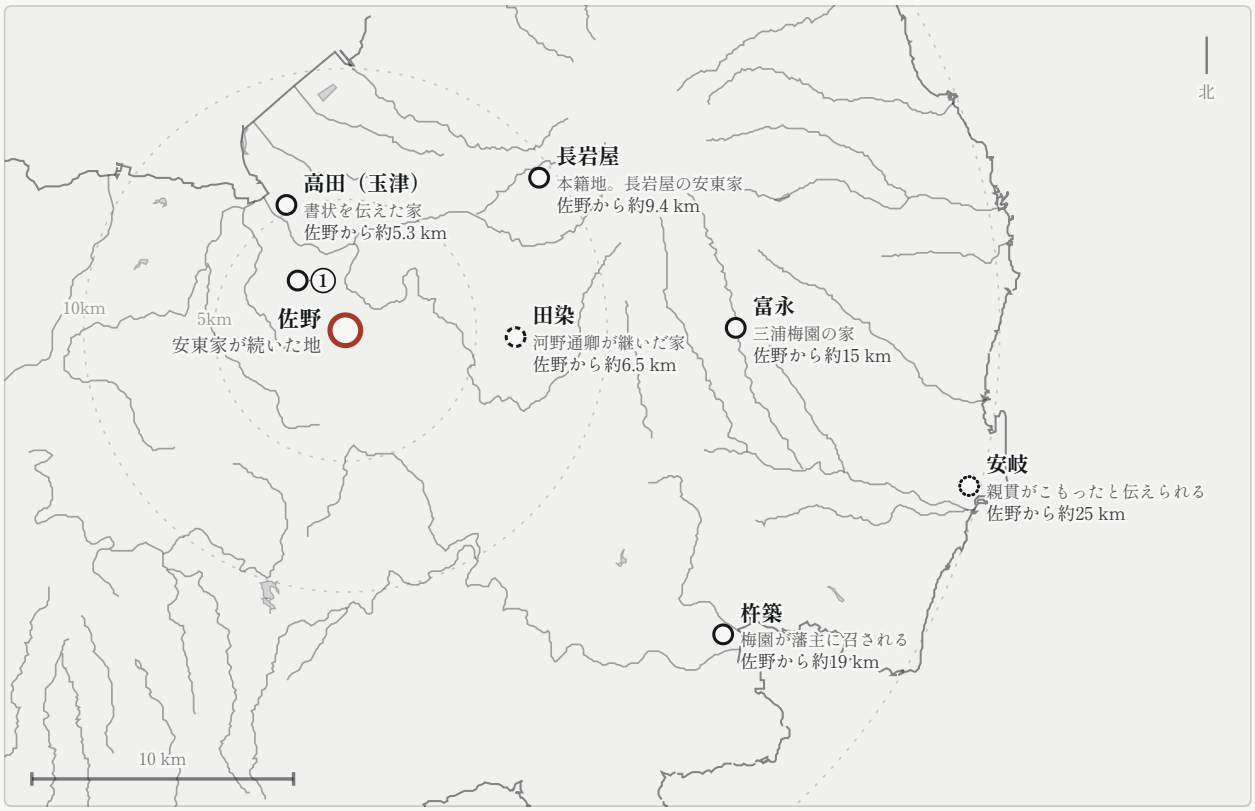

国東半島の西部を対象に、長岩屋の安東家の本籍地と、安東家の人びとが活動した土地、その名が記された土地を示した。輪は佐野からの距離を表す。丸の縁の実線は、その時代の文書に記された土地を示す。破線は、後の時代にまとめられた本に記された土地を示す。点線は、軍記や地誌に登場する土地を示す。白抜きは、本籍地、文書が伝わる家、出来事の地を示す。天正8年の鞍懸城は佐野にあったと伝えられているため、佐野の丸と同じ場所に示している。

年	人	出来事	出典
弘安8年ヵ（1285）	安藤名	豊後国図田帳に「安藤名　六町六段」	編年大友史料
長禄3年10月（1459）	堀木六郎次郎	奥畑の境を記した注文を受ける	大分県史料
寛正2年7月（1461）	西畠道秀入道	久縄の田畠を預け置かれる	郡誌 古文書
享禄5年8月（1532）	丸山三郎右衛門	義鑑から出陣の触れを受ける	郡誌 古文書
永禄4〜5年ごろ（1561〜1562）	安東宮内少輔鎮景	郡衆と福井・宝珠山へ兵を出す	大分県史料
天正8年3月（1580）	宮内丞・丸山外記丞	鞍懸の敵に攻めかかり、手火矢を放つ	郡誌 古文書
天正8年閏3月（1580）	宮内丞・大膳亮	鞍懸の防戦で宮内丞が傷を負う	郡誌 古文書
天正8年5月（1580）	堀木宮内丞	西来の切寄で手柄を立てる	大分県史料
天正8年7月（1580）	宮内丞・丸山外記	塩硝10斤と玉150を受ける	郡誌 古文書
天正8年9月（1580）	宮内丞	豊前からの加勢を追い崩す	郡誌 古文書
天正8年10月（1580）　推定（注2）	宮内亮	鞍懸を固めた忠節を親家が聞き及ぶ	郡誌 古文書
天正8年（1580）	宮内少輔鎮景・統貞	鞍懸の功により佐野を賜る	郡誌 人物
天正8年（1580）以後　推定（注1）	宮内丞	郷の100貫から人夫を求められる	郡誌 古文書

年	人	出来事	出典
天正15年正月（1587）	丸山外記	義統から「統利」の名を受ける	郡誌 古文書
慶長4年6月（1599）	堀木弥太右衛門	大麦5斗を貸し、畠1反を質に取る	大分県史料
慶長11年3月（1606）	安藤弥太右衛門	佐之村の内蔵允から田畠を受け取る	大分県史料
天明6年5月（1786）	三浦梅園・安東貞五郎	梅園が召し出しの次第を婿に書く	梅園全集
文政8年3月（1825）	安東九華	佐野の家に生まれ、のちに庄屋を継ぐ	郡誌 人物
明治15年9月（1882）	安東九華	西国東郡長に任じられる	郡誌 官公署
明治23年（1890）	安東九華	第1回の衆議院議員に選ばれる	郡誌 人物
明治32年5月（1899）	安東九華	郷の人びとが寿蔵碑を建てる	郡誌 人物
明治37年1月（1904）	安東九華	自宅で没する（享年79）	郡誌 人物

安東という名字の起源と、佐野および河内村の安東家の出来事を、年の順に並べた。年は本文と同じく、和暦（西暦）で記している。「ヵ」は出典の編者が推定した年、「推定」は当方が判断した年で、理由は注に記した。大神氏の祖の話は年代が定まらないため、表には入れず一章で述べた。河内村の製糸と、佐野の家から田染の河野家を継いだ通卿は、巻末の附一にまとめた。

この帖の読み方

本文では、記述の確かさに応じて表現を使い分けている。言い切った箇所と「〜と記されている」とした箇所は、その時代の文書に基づく記述である。「〜と伝えられている」「〜と語られる」「〜という」とした箇所は、伝承や後の時代の本に基づく記述である。

資料の写しには、国立国会図書館デジタルコレクションのパブリックドメイン画像を転載した。

一　家の起源　姥岳の大蛇の子

寿永2年（1183）の緒方惟栄から5代さかのぼった時代の話として語られる。

この章で分かること

- 佐野の安東家は、豊後の大神惟基を先祖とすると伝えられている
- 大神氏の祖は、姥岳の大蛇が娘のもとに通って生まれた子と語られる
- その子から5代目の子孫が、緒方三郎惟栄という
- 惟基の名は、大神氏の系図に現れる

先祖と伝えられる大神惟基

佐野の安東家は、大神惟基から出て、代々大友氏に仕えたと伝えられている。大神惟基は、豊後の大野・直入の一帯に広がった大神氏の祖とされる人物である。佐野の安東家の伝えは、この惟基から始まる。

姥岳の大蛇

大神氏の始まりは、次のように語られる。豊後の山里に住む娘のもとへ、名も告げない男が夜ごと通ってきた。娘は母に言われ、帰っていく男の衣の襟に、糸を通した針を刺した。糸をたどると、日向との境にある姥岳の岩屋へ続いていた。

岩屋の奥にいたのは、喉に針が刺さった大蛇であったという。やがて娘は男の子を生んだ。この子から5代目の子孫が、緒方三郎惟栄であると語られる。惟栄は源平の争いのとき、豊後で平家に背き、大宰府から平家を追い落とした人物である。

系図に現れる惟基

惟基の名は、大神氏の系図に現れる。安東の先祖を惟基とする伝えは、佐野の安東家を大神氏の流れに置くものである。安東の名が文書に現れるのは、四章で扱う永禄年間（1558〜1570）からである。それより前の長い年月は、家の伝えがつないでいる。

> **出典**　軍記。



生成画像　糸をたどって姥岳の岩屋へ

二　名字の起源　図田帳の「安藤名」

弘安８年（1285）と考えられる

この章で分かること

- 鎌倉時代の豊後国図田帳に「安藤名　六町六段」と記されている
- 6町6段は、現在のおよそ6.5ヘクタールにあたる
- 帳に記された「安藤名」は、大野郡の安東村にあたるとする見方がある
- 現在の豊後大野市大野町には、字「安藤」と安東の家々がある
- 江戸時代初期の安東家も、「安藤」と記されることがあった

図田帳の「安藤名」

図田帳は、国ごとに田の広さと持ち主を書き上げた帳面である。豊後国の図田帳は、弘安8年（1285）のものと考えられている。その中に「安藤名　六町六段」の一行がある。6町6段は、現在の面積でおよそ6.5ヘクタールにあたる。

帳に記された「安藤名」は、大野郡の安東村にあたるとする見方がある。その理由は、当時は安藤村という村がなく、大野郡の安東村が積田と地続きであるためという。



阿南荘八十町、領家室大納言、（三浦本、室大納言知行）（左家宇、地頭職守護所、狭間尼公生運孫（三浦あり、忠用（三浦本、修領）、今三浦本なし）鬼丸傳領、今（三浦本、修領）、又四郎直親、室大納言知行）（藤原正三位親隆八世孫欄大納言正二位親とも大納言の人なし、室町家は大納言は季孫正二位内大臣家公正二位親とも有正安元六月出家法名圓嘉元四年二月七十二歳室大納言は季孫正二位欄中納言實明なる二へし、又知譜摂記を見に藤原家欄中納言正二位親隆八世孫欄大納言

大野町の字「安藤」は、佐野から約48km離れている。安藤名と佐野の安東家との関わりは、今後の検討課題である。江戸時代初期の河内村の安東家も、文書の宛名に「安藤」「案藤」と記された（七章）。安東と安藤は、同じ家の名を書き分けたものと考えられる。

> **出典**　後の時代にまとめられた本（編者の比定）。「安藤名、六町六段」と「大野郡安」までを画像で確かめた。



生成画像　田の広さを帳面に書き上げる

三　武家の時代　堀木と丸山の古い文書

長禄3年（1459）から享禄5年（1532）まで

この章で分かること

- 長禄3年、堀木六郎次郎が奥畑の境を記した注文を受けた
- 堀木宛ての文書は、河内村の安東家に伝わった
- 寛正2年、西畠道秀入道が久縄の田畠を預け置かれた
- 享禄5年、大友義鑑は丸山三郎右衛門に出陣を知らせた
- 西畠と丸山に宛てた文書は、佐野の安東家に伝わった

奥畑の境を記した注文

長禄3年（1459）10月12日、志月宗清と詫摩宗道の2人が、堀木六郎次郎に、境を書き上げた文書（注文）を一通出した。奥畑の政所の境を、東西南北の順に書き上げたものである。東は山香の大道、北は長迫を限りとし、妙見の鳥居や花ノ岳といった目印が並ぶ。

この注文は、河内村の安東家に伝わった文書のなかで最も古い。堀木の名は、天正8年の書状と慶長4年の証文にも現れる（五章・七章）。慶長年間（1596〜1615）の堀木弥太右衛門は、後の文書では「案藤」と記された。安東家は、古くは堀木とも名乗っていたと考えられる。

> **出典**　その時代の文書。原本の所在は分からず、九州大学国史研究室の写真による翻刻である。

寛正2年の預け状

寛正2年（1461）7月17日、差出人の名を書かず、花押（署名の印）だけを据えた預け状が書かれた。宛名は裏に記され、「西畠道秀入道殿」とある。久縄の田地1町2反余りと畠地5反余りを預け置き、これまでの定めを守るよう求めた文書である。

久縄は、佐野の北西2.6kmにある現在の来縄（くなわ）と考えられる。地名の音が近く、佐野からも近いためである。この預け状は、のちに佐野の安東家に伝わった。〔原文①〕

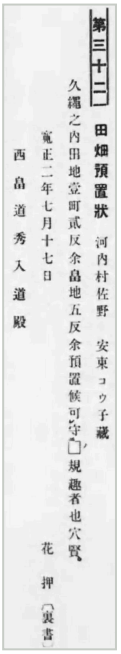
第三十二　田畑預置状　河内村佐野　安東コウ子藏
久縄之内田地壹町貳反余畠地五反余預置候可守□規趣者也穴賢
寛正二年七月十七日　花押〔裏書〕
西畠道秀入道殿

資料　寛正2年の預け状の翻刻を示す。宛名の西畠道秀入道は、裏書きにある。

義鑑の出陣を知らせる触れ

享禄5年（1532）8月21日、大友義鑑は丸山三郎右衛門に書状を一通送った。近いうちに豊前・筑前へ兵を出すことを知らせる触れである。使いの者とよく申し合わせ、忠義に励むなら、後日必ず褒美を与えると記されている。

義鑑は、大友家の20代当主である。丸山三郎右衛門は、その出陣に加わる者の一人として触れを受けている。この触れも、佐野の安東家に伝わった。〔原文②〕



生成画像　預け状を受け取る道秀入道

丸山家宛ての文書

この2通は、大正12年（1923）ごろ、佐野の安東家に伝わっていた。同じ家に伝わった天正15年の一字状（六章）も、宛名は丸山外記である。丸山家は、天正8年の鞍懸の戦いで、安東宮内丞とともに戦った家である（五章）。

丸山家の文書は、婚姻か養子によって佐野の安東家に伝わったと考えられる。宛名に記された家が、安東家と同じ戦いに加わっているからである。主君から名の一字を与えられた文書（一字状）のように、家の由緒を示す文書は、家が統合される際に移ることが多い。西畠道秀入道の預け状も、久縄が佐野のすぐ隣にあることから、丸山家が先に受け継いでいたと考えられる。

この章の原文と出典

① 寛正2年の預け状

久縄之内田地壹町貳反余畠地五反余預置候可守□規趣者也穴賢

寛正二年七月十七日　　花押

〔裏書〕西畠道秀入道殿

出典　その時代の文書。

② 義鑑の出陣を知らせる触れ

近々豊筑發向之儀申附候其つかひの峯寄々之者共申合別而忠儀をはけますに於ては後日にかならず一々加褒之殿

竈門右馬助に可申候依如件

享祿五年八月廿一日

丸山三郎右衞門とのへ

出典　その時代の文書。「峯」「之殿」は翻刻のままとした。意味を判読できない箇所には言葉を補わず、「使いの者と申し合わせる」という筋だけを取り上げた。

四　武家の時代　宮内少輔鎮景の書状

永禄4〜5年（1561〜1562）ごろと考えられる

この章で分かること

- 安東鎮景は、大友家の三老に宛てて返書を送った
- 三老は、前の年から筑前に陣を構えていた
- 鎮景は郡衆とともに、臼杵鑑速の手に属した
- 福井・宝珠山・両河内へ兵を出し、一城を取って守った
- 書状の貼り紙には「安東宮内少輔」とある
- 佐野を賜ったと伝えられる宮内少輔鎮景は、この人と考えられる

三老への返書

ある年の3月17日、安東鎮景は、大友家の三老である戸次伯耆守・臼杵越中守・吉弘左近大夫の3人に返書を送った。三老が3月1日に出した書状は、16日に鎮景のもとへ届いた。鎮景はそれを謹んで受け取り、翌日に返事を書いている。

三老は、前の年から筑前に陣を構えていた。その間、郡の地侍の集まりである郡衆は、臼杵鑑速の指揮下で働いた。鎮景は石叟ら4人と申し合わせ、福井・宝珠山・両河内へ兵を出した。そこで一城を取り、なお城の守りに就いていると記されている。

結びに鎮景は、郡衆の老若を集めて働く覚悟だと答えた。そのことを主君に取り次いでくれるよう、三老に依頼している。安東鎮景は、郡衆をまとめる立場にあったと考えられる。〔原文①〕

貼り紙の「安東宮内少輔」

書状の端には後から貼られた紙があり、「安東宮内少輔」と記されている。鎮景の官途（朝廷の官名にならった呼び名）は、宮内少輔であった。天正8年の鞍懸の戦いのあと、宮内少輔鎮景が佐野を賜ったと伝えられている（五章）。この書状を書いた鎮景が、その人と考えられる。

五章の書状に現れる宮内丞も、鎮景と同じく宮内の官途を名乗っている。鎮景が天正8年まで家を率いていたのか、それとも宮内丞がその跡を継いだ人物なのかは、ここでは判断しない。

この章の原文と出典

① 三老への返書

三月一日御書、同十六參着、跪以頂戴仕候、如被仰下候、去年以來至筑前表、御三老御在陣、然者郡衆之事、屬鑑速御手、相應馳走不存緩候、殊石叟・森越前守・古後因幡守・堤次郎兵衞尉申談、福井・寶珠山・兩河內之儀、任御下知、悉令發向、於其上一城取付、于今勤番辛勞仕候、彌郡衆申談、可遂馳走之由、被仰下候、衆中存其旨候、此面御行之砌、郡衆老若中催、可令馳走覺悟候、此之由宜預御披露候、恐惶謹言、

三月十七日　　鎭景（花押）

〔貼紙〕「安東宮內少輔」

進上　戶次伯耆守殿　臼杵越中守殿　吉弘左近大夫殿

出典　その時代の文書。年は書かれていない。編者は永禄4・5年ごろのものとする（附二）。

五　武家の時代　鞍懸の一年

天正8年（1580）3月から10月まで

この章で分かること

- 天正7年の末、田原親貫が大友氏に背き、鞍懸城にこもった
- 3月、安東宮内丞は丸山外記とともに手火矢を放って戦った
- 閏3月、宮内丞は鞍懸の防戦で傷を負った
- 5月、堀木宮内丞が西来の切寄で手柄を立てた
- 7月、親家は宮内丞らと郷内の一揆中に塩硝と玉を送った
- 9月、宮内丞は豊前から来た加勢を追い崩した
- 戦いの功により、鎮景が佐野を賜ったと伝えられている

鞍懸城にこもる親貫

天正7年（1579）の末から、国東の田原親貫が大友氏に背き、鞍懸城に立てこもった。この城は「佐野鞍懸城」とも呼ばれる。佐野は、のちに安東家の子孫が代々居住した土地である。

大友方として鞍懸城の敵と対峙したのが、安東宮内丞である。その働きを賞した書状が、河内村の安東家に伝わった。差出人の大友親家は宗麟の二男で、親貫が滅びたあと、田原の家を継ぐために迎えられたという。親家の書状は、鞍懸城の前で起きたことを月ごとに伝えている。

書状でたどる9か月

宮内丞らに宛てた書状を、日付の順に並べると次のとおりである。

日付	宛先	書状の内容
3月17日	宮内丞・丸山外記丞	8日に敵に攻めかかり、手火矢を放った働きを褒める
3月23日	宮内丞	城の中へ働きかける計略の知らせを、頼もしいと記す
閏3月14日	宮内丞	13日の防戦で傷を負ったと聞き、忠義を忘れないと記す
閏3月14日	大膳亮（紹忍から）	矢を射かけた戦い（矢入れ）での勝利を祝い、宮内丞と名代の傷を伝える
5月14日	堀木宮内丞	12日の西来の切寄での手柄を褒める
7月の初め	宮内丞ら3人と郷内の一揆中	塩硝10斤と玉150を送る
9月7日	宮内丞	6日に豊前からの加勢を追い崩した軍忠を褒める
10月21日	宮内亮	春から鞍懸を固めた忠節を聞き及んだと記す

差出人は、紹忍からの一通のほかはすべて親家である。10月21日の宛名の宮内亮は、宮内丞と同一人物と考えられる（附二）。

> **出典**　その時代の文書。年は書かれていない（注2）。

3月　手火矢を放つ

3月8日、安東宮内丞は丸山外記丞とともに鞍懸の敵と戦った。2人は敵に攻めかかり、手火矢を放った。手火矢は火縄銃である。9日後の17日、親家は2人に書状を送り、力を尽くしたさまを神妙だと褒めた。

城が落ちたときには褒美を与える、今後もいっそう励んでほしい、と親家は続けている。23日には、城の中への計略を進めているという知らせが宮内丞から届き、親家はそれを頼もしいと記した。宮内丞は、城の外で戦うだけでなく、城の中へ働きかける役も担っていた。〔原文①〕


第二　同　同
去八日鞍懸敵相図之刻懸合手火矢仕粉骨之次第其聞候神妙候一城落去之砌可成其褒美辛
労肝要に候恐々謹言
天正八年　三月十七日　親家
安東宮内丞殿
丸山外記丞殿

資料　3月17日付の親家の書状の翻刻を示す。宛名に、安東宮内丞と丸山外記丞が並ぶ。



生成画像　鞍懸へ向かう鉄砲の衆

閏3月　傷を負う

閏3月13日、鞍懸城の前で防戦があり、安東宮内丞は傷を負った。翌14日、親家は宮内丞に宛てて、傷を負ったという知らせを見て感じ入った、と書いた。この戦いの初めからの忠義は忘れない、この先も必ず心に留める、と結んでいる。〔原文②〕

同じ14日、大友家の重臣の田原紹忍は、安東大膳亮に書状を送った。宮内丞の傷と比類のない働きを伝え、大膳亮が代理として遣わした者（名代）の傷もあわせて褒めている。大膳亮は、宮内丞の親族か、家中で上位の立場にある人物と考えられる。

5月と7月　堀木宮内丞と郷内の一揆中

5月12日、西来の砦（切寄）が討ち崩された。このとき敵の首や武具を取る手柄（分捕り）を立てた堀木宮内丞に、親家は14日付で、戦功を褒める書状（感状）を送っている。宛名は堀木だが、この感状も安東家に伝わった。堀木宮内丞は、安東宮内丞と同一人物とも考えられる。

鞍懸城は、春を過ぎても落ちなかった。7月の初め、親家は安東宮内丞ら3人と「其外郷内一揆中」に宛てて、塩硝（火薬）10斤と玉150を送った。10斤は、およそ6kgにあたる。郷の地侍たちは一揆（盟約による集まり）を結び、宮内丞とともに鞍懸城の前で戦っていた。

> **出典**　その時代の文書。日付と宛名の読みの違いは附二にまとめた。



生成画像　傷の知らせに筆を執る親家

9月　豊前からの加勢

9月6日、豊前方面から鞍懸城へ加勢に来た者たちがいた。安東宮内丞はただちに敵に攻めかかり、追い崩した。翌7日、親家はその戦功（軍忠）を比類がないと褒め、戦いが収まったときには褒美を与えると記した。

親貫が城で果てたのを2月とする伝えがある。しかし、9月にも豊前から城へ加勢が来ているため、親貫はこのころも城にいたと考えられる（附二）。〔原文③〕

佐野を賜る

この戦いのあとのことは、次のように伝えられている。惟基から14代目の孫にあたる宮内少輔鎮景は、弟の統貞とともに鞍懸城を攻め、親貫との戦いで功を立てた。その功績によって佐野を賜り、領地（食邑）とした。その後、子孫は佐野で代を重ね、九華に至る。〔原文④〕

書状から確かめられるのは、天正8年の3月から10月まで、安東家の者が大友方として鞍懸城を攻めたことである。宮内丞は傷を負いながら戦い、郷の地侍の一揆とともに城の前に立ち続けた。その功で佐野が安東家の土地になり、家がそこで代を重ねたと伝えられている。書状と家の伝えが重なるところに、佐野の安東家の始まりがある。


第九　安東九華

安東九華名は宗明字は子成通稱貞五郎初め九華と號し後號を更め實名とす其先大神惟基より出で世々大友氏に事ふ十四世の孫宮内少輔鎮景の時天正八年田原親貫大友氏に叛し佐野鞍懸城に據る鎮景其弟統貞と共に親貫を攻めて功あり依て佐野を賜はれ食邑とす爾後子孫相繼ぎ九華に至る文政八年三月廿五

資料　安東九華の伝記の書き出し。鎮景が弟の統貞とともに親貫を攻め、その功績によって佐野を賜ったと記されている。

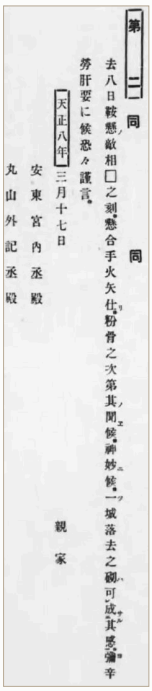
第二　同　同
去八日鞍懸敵相□之刻懸合手火矢仕粉骨之次第其聞候神妙候一城落去之砌可成其感彌辛
勞肝要に候恐々謹言
天正八年三月十七日　親家
安東宮内丞殿
丸山外記丞殿

①
3月17日　親家

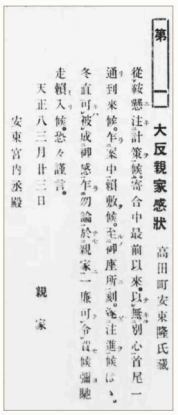
第一　大反親家感狀　高田町安東隆氏藏
從鞍懸注計策候寄合中最前以來以無別心首尾一
通到來候乍案中頼敷候至御座所刻遂注進候はゝ
冬直可被成御感乍勿論於親家一廉可令賀候彌馳
走頼入候恐々謹言
天正八三月廿三日　親家
安東宮内丞殿

②
3月23日　親家

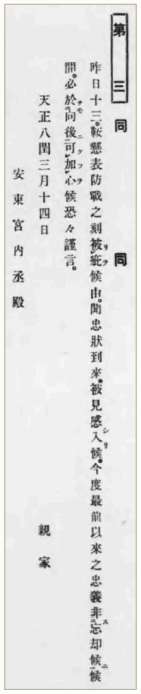
第三　同　同
昨日十三鞍懸表防戰之刻被疵候由聞忠狀到來被見感入候今度最前以來之忠義非忘却候候
間必於向後可加心候恐々謹言
天正八閏三月十四日　親家
安東宮内丞殿

③
閏3月14日　親家

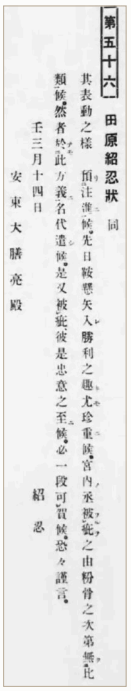
第五十六　田原紹忍狀　同
其表動之樣預注進候先日鞍懸矢入勝利之趣尤珍重候宮内丞被疵之由粉骨之次第無比
類候然者於此方義名代遣候是又被疵彼是忠意之至候必一段可賀候恐々謹言
壬三月十四日　紹忍
安東大膳亮殿

④
閏3月14日　紹忍

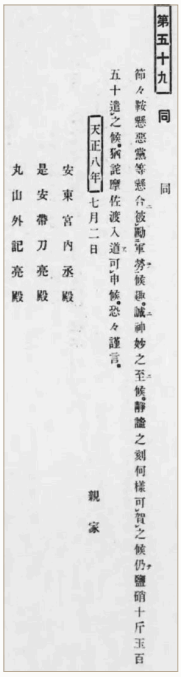
第五十九　同　同
節々鞍懸惡黨等懸合被勵軍勞候趣誠神妙之至候靜謐之刻何樣可賀之候仍鹽硝十斤玉百
五十遣之候猶詫摩佐渡入道可申候恐々謹言
天正八年七月二日　親家
安東宮内丞殿
是安帶刀亮殿
丸山外記亮殿

⑤
7月2日　親家

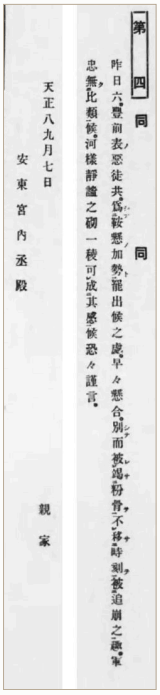
第四　同　同
昨日六豐前表惡徒共爲鞍懸加勢罷出候之處早々懸合別而被竭粉骨不移時刻被追崩之趣軍
忠無比類候河樣靜謐之砌一稜可成其感候恐々謹言
天正八九月七日　親家
安東宮内丞殿

⑥
9月7日　親家

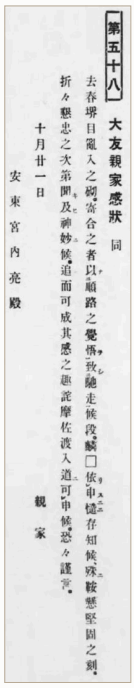
第五十八　大友親家感狀　同
去春堺目亂入之砌寄合之者以順路之覺悟致馳走候段麟□依申慥存知候殊鞍懸堅固之刻
折々懸忠之次第聞及神妙候追而可成其感之趣詫摩佐渡入道可申候恐々謹言
十月廿一日　親家
安東宮内亮殿

⑦
10月21日　親家


第五十七　同　同
先年大膳亮契約之績重疊年趣得其心候相應之儀共不可有疎意候仍其鄕百貫内人夫之事
爰許當時被闕御事砌候條急速被差出專要之儀候猶兩人可申候恐々謹言
十二月廿八日　紹忍
安東宮内丞殿

⑧
12月28日　紹忍

鞍懸の戦いに際して、親家と紹忍が安東宮内丞らに送った書状の写し。日付の順に右から並べた。

この章の原文と出典

① 3月　手火矢を放つ

去八日鞍懸敵相□之刻懸合手火矢仕粉骨之次第其聞候神妙候一城落去之砌可成其感彌辛勞肝要に候恐々謹言

天正八年三月十七日　　親家

安東宮内丞殿　丸山外記丞殿

出典　その時代の文書。翻刻の「冬直」は、文意から「定而」（きっと）と解した。

② 閏3月　傷を負う

昨日十三鞍懸表防戰之刻被疵候由聞忠狀到來被見感入候今度最前以來之忠義非忘却候間必於向後可加心候恐々謹言

天正八閏三月十四日　　親家

安東宮内丞殿

出典　その時代の文書。閏3月の書状であり、鞍懸の矢入れと宮内丞の傷が、親家の閏3月14日付の書状と一致するため、天正8年のものと考えられる。

③ 9月　豊前からの加勢

昨日六豐前表惡徒共爲鞍懸加勢罷出候之處早々懸合別而被竭粉骨不移時刻被追崩之趣軍忠無比類候河様靜謐之砌一稜可成其感候恐々謹言

天正八九月七日　　親家

安東宮内丞殿

出典　その時代の文書。「河様」「一稜」は翻刻のままで、「何様」「一廉」の意に取った。

④ 佐野を賜る

十四世の孫宮内少輔鎭景の時、天正八年、田原親貫大友氏に叛し佐野鞍懸城に據る、鎭景其弟統貞と共に親貫を攻めて功あり、依て佐野を賜はれ食邑とす、爾後子孫相繼ぎ九華に至る

出典　後の時代にまとめられた本。

六　武家の時代　義統の書状と二つの官途

天正8年（1580）から天正15年（1587）まで

この章で分かること

- 義統は安東宮内と安東外記に、堀木・丸山の一類と申し合わせるよう求めた
- 紹忍は、安東十内允の望みを聞き、大膳亮の官途を認めた
- 紹忍は宮内丞に、郷の100貫の貫高（年貢の基準となる額）から人夫を出すよう求めた
- 天正15年、義統は丸山外記に「統利」の名を与えた
- その一字状は、佐野の安東家に伝わる

安東宮内と安東外記

大友義統は宗麟の子で、このとき大友家の当主であった。5月4日、義統は「安東宮内」と「安東外記」の2人に宛てて、仮名まじりの書状を送った。このたびの戦いで、波多藤次兵衛尉の指図を受け、とりわけ奔走したことに感じ入った、と記されている。さらに、堀木・丸山の一族（一類）の衆と申し合わせ、油断なく心がけることが第一だと続けている。〔原文①〕

安東外記の名が現れるのは、この書状だけである。宮内と並べて宛てられているので、同じ安東家の一人と考えられる。堀木・丸山の一類は、五章の堀木宮内丞や丸山外記の家を指すと考えられる。安東・堀木・丸山の家々は、一つの衆として大友家に仕えていたと考えられる。



生成画像　義統の書状を届ける使い

十内允から大膳亮へ

2月24日、田原紹忍は安東十内允に短い書付を出した。大膳亮の官途を望んでいることを承知した、とだけ記されている。官途は、主家が家臣に名乗りを許すものであった。五章で紹忍が書状を送った安東大膳亮は、この十内允が改名した人物と考えられる。〔原文②〕

100貫の郷から人夫を出す

12月28日、紹忍は宮内丞に宛てて書状を送った。先年、大膳亮と取り交わした約束は、年月がたってもよく覚えている、と記されている。そのうえで、その郷の100貫の高のうちから人夫を出してほしいと求めた。こちらでは人手が不足しているため、急いで差し出すことが肝要だと記されている。

宮内丞が治める郷の高は、100貫であったと考えられる。どこの郷かは記されていない。安東家が大友方の地侍として郷を持ち、人夫を出す立場にあったことを、この書状が示している。

> **出典**　その時代の文書。年は書かれていない（注1）。

「統利」の一字状

天正15年（1587）正月7日、義統は丸山外記に一字状を与えた。本文は一行で、「統利」の名を遣わす、とだけ記されている。「統」は義統の名の一字である。主君が家臣に自分の名の一字を与えるのは、その家臣を重んじていることを示す行いである。〔原文③〕

この一字状は、佐野の安東家に伝わった。受けたのは、天正8年の書状で安東宮内丞と並んで宛てられた丸山外記である。その7年後に、義統から名を与えられたことになる。三章で述べたとおり、丸山家の文書は、婚姻か養子によって佐野の安東家に入ったと考えられる。

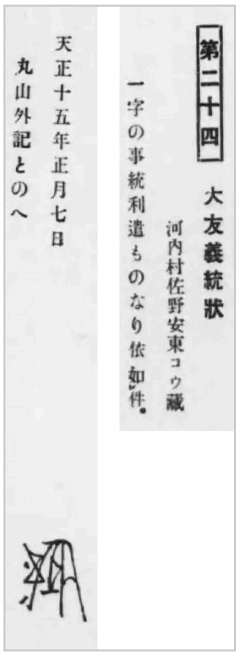
第二十四　大友義統状
河内村佐野安東コウ蔵
一字の事統利遣ものなり依如件。
天正十五年正月七日
丸山外記とのへ

資料　義統の一字状の翻刻と花押を示す。日付と宛名は、同じ頁の別の列にある。

この章の原文と出典

① 安東宮内と安東外記

今度其表□□之刻波多藤次兵衛尉得指南別而馳走のよし感入候彌堀木丸山一類之衆申合無油斷心かけ專一候猶統秀申へくかしく

五月四日　　よし統

安東宮内とのへ　安東外記とのへ

出典　その時代の文書。年は書かれていない。

② 十内允から大膳亮へ

大膳亮望之由、可存知候、恐々謹言、

二月廿四日　　紹忍（花押）

安東十内允殿

出典　その時代の文書。年は書かれていない。

③ 「統利」の一字状

一字の事統利遣ものなり依如件

天正十五年正月七日

丸山外記とのへ

出典　その時代の文書。

七　佐野の村と家　亀介と佐野村の庄屋

慶長4年（1599）から慶長11年（1606）まで

この章で分かること

- 安東和泉守は郷中の裁きを預かり、寺領の年貢を免じるよう依頼された
- 安東亀介は、亡くなった弥右衛門の扶持を左介に与えた
- 亀介は、佐野村の庄屋の加右衛門が亡くなった後の扱いを定めた
- 慶長4年、堀木弥太右衛門は大麦5斗を貸し、畠1反を質に取った
- 慶長11年、佐之村の内蔵允は、案藤弥太右衛門に田畠を渡した
- 堀木と案藤の弥太右衛門は、同一人物と考えられる

郷を預かる和泉守

霜月1日、鎮六と仙叟は、安東和泉守に書状を送った。泉福寺の寺領の年貢を免じてほしい、という依頼である。寺領は、郷の50貫のうち、小河原の田の3反であった。2人は、郷中のことは和泉守の裁きに任されているので、今後はその意向を伺う、と記している。

この書状には、年次が記されていない。それでも、安東和泉守が郷の裁きを預かる立場にあったことが、この書状から分かる。

> **出典**　その時代の文書。

亀介と左介

8月21日、安東亀介は左介に書状を送った。弥右衛門が不意に亡くなったことを悼み、その扶持（家臣に与える米などの給与）を今年は左介に与えると伝えている。左介は、別の書状で「安藤左介」と呼ばれている。亀介は、家中の者に扶持を与える家の主であったと考えられる。

佐野村の庄屋

3月13日、亀介は弥太右衛門に書状を送った。「左野村」の庄屋の加右衛門が亡くなった後のことを伝えたものである。加右衛門の子が成人するまでの扱いを定め、村の人びとにもよく承知させるよう求めている。

左野村は、佐野村のことと考えられる。江戸時代初期、安東亀介は佐野村の庄屋の跡継ぎをどう扱うかを定めていた。のちに安東家は、佐野村の庄屋を代々務めることになる（九章）。

> **出典**　その時代の文書。年は書かれていない。

堀木と案藤の弥太右衛門

慶長4年（1599）6月13日、上野与右衛門は堀木弥太右衛門尉から大麦5斗を借りた。秋に返せなければ、馬場の畠1反を渡すという証文である。

慶長11年（1606）3月25日には、佐之村の内蔵允が「案藤弥太右衛門」に契約状を出した。内蔵允親子は年貢の滞納（未進）が多く、奉公に出ていた。その間に田が荒れたため、田畠を弥太右衛門に渡すという約束である。佐之村も、佐野村のことと考えられる。

2通の文書の宛名では、弥太右衛門は一方で堀木、もう一方で案藤と記されている。同一人物と考えられ、安東家が堀木とも安藤とも名乗っていたことを示している。室町時代の堀木六郎次郎から江戸時代初期の弥太右衛門まで、安東家の文書は一続きに伝わった。

> **出典**　その時代の文書。

八　佐野の村と家　梅園の婿　貞五郎

天明6年（1786）

この章で分かること

- 国東の学者・三浦梅園の長女の類は、安東貞五郎に嫁いだ
- 梅園は、杵築侯に召された経緯を婿に長い手紙で書き送った
- 梅園は、もてなしのことを類にも話してほしいと頼んだ
- 侯が家老に「江戸の先生よりも上だ」と語ったと伝えられている
- 九華も通称を貞五郎といい、婿の貞五郎は佐野の家の人と考えられる

梅園の手紙

天明6年（1786）5月、杵築藩主の松平親賢は、国東の富永村に住む学者の三浦梅園を3度召し出した。11日・12日・14日である。梅園は村に帰ったあと、17日付で、婿の安東貞五郎に手紙を書いた。

手紙には、城で受けたもてなしが一つずつ記されている。駕籠が嫌いだと聞いた侯は、梅園に馬を与えた。家老の中根斎を見舞うと、知行取（領地を与えられた家臣）と同じ扱いの挨拶を受けた。14日には、侯の前で梅酒を賜り、ことのほか酔った。

最後に梅園は、このことを類に話して喜ばせてやってほしい、と記している。類は梅園の長女で、安東貞五郎に嫁いでいた。梅園は、自分が受けたもてなしを、嫁いだ娘にも伝えようとしている。〔原文①〕

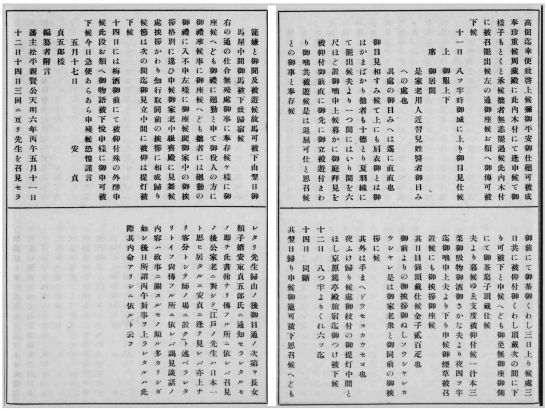

資料　梅園から貞五郎に宛てた手紙の全文と、編纂者が添えた附言を示す。末尾に「貞五郎様」と記されている。



生成画像　杵築の城で侯にまみえる梅園

侯の言葉

召し出しの後、侯は家老に向かって次のように述べたと伝えられている。江戸の先生を日本一と思っていたが、安貞（梅園）に会ってみれば、さらに上である。客分として師の座に置く、と。侯と梅園は政治について話すことが多かった。梅園がのちに差し出した意見書は、このとき内々に命じられたものだという。

侯の言葉は、手紙には記されていない。全集の編纂者が手紙に添えた附言に、言い伝えとして記されている言葉である。〔原文②〕

貞五郎の家

梅園の住む富永から佐野までは、約20kmである。九華も通称を貞五郎といい、佐野の安東家ではこの名が受け継がれていた。そのため、天明6年に梅園から手紙を受け取った貞五郎も、佐野の安東家の人と考えられる。

梅園が文を撰した碑銘には、中津藩の医師である征矢野元甫の姉が「豊後安東氏」に嫁いだと記されている。どの安東家かは記されていない。

> **出典**　その時代の碑銘（刊本による）。

この章の原文と出典

① 梅園の手紙

〔前略〕籠嫌と御聞及被遊候故馬可被下由翌日御馬屋中間御馬被下致歸宿候〔中略〕御家老中根齊殿に見舞候處挨拶かわり知行取同前の挨拶に相成歸り候節は次の間迄御見立中間に被仰は提灯被下候十四日には梅酒御前にて被仰付殊の外醉申候此段お類へ御物語被下悦申様に御申可被下候今日急便あらあら申殘候恐惶謹言

五月十七日　　安貞

貞五郎様

出典　その時代の書状（刊本による）。宛名と、長女類子の婿安東貞五郎とする編纂者の附言は画像で確かめた。安貞は梅園の字である。

② 侯の言葉

藩主松平親賢公天明六年丙午五月十一日十二日十四日三回ニ亘リ先生ヲ召見セラレタリ先生歸山ノ後御目通ノ次第ヲ長女類子婿安東貞五郎氏ニ通知セラレタルモノ即チ此書翰ナリ傳フル所ニ依レバ召見ノ後公家老ニ對シテ「江戸ノ先生ハ日本一ト思ヒ居タルニ安貞ニ逢テ見レバ亦上ナリ客分トシテ師ノ場ニ置ク」ト述ベラレタリトイフ

出典　後の時代にまとめられた本。

九　明治からの家　郡長と議員の九華

文政8年（1825）から明治37年（1904）まで

この章で分かること

- 九華は文政8年、佐野の安東家に生まれた
- 帆足万里に学んだが、父の死後に家へ帰り、庄屋を継いだと伝えられている
- 明治8年に戸長となり、のちに西国東郡長を務めた
- 明治23年、第1回の衆議院議員に選ばれた
- 74歳のとき、郷の人びとが寿蔵碑を建てた

庄屋を継ぐ

安東九華は、名を宗明、字を子成、通称を貞五郎という。はじめは九華と号し、のちにこれを実名とした。文政8年（1825）3月25日、佐野の家に生まれた。

幼いころは野本白巌に漢文の読み方（句読）を習い、15歳で帆足万里に師事して漢学を修めた。20歳のころに父を亡くしたため、学問をやめて家に帰り、庄屋の職を継いだと伝えられている。江戸時代初期に亀介が跡継ぎの扱いを定めた佐野村の庄屋を、九華のころには安東家が務めていた。

戸長から議員へ

明治8年（1875）、九華は第1大区2小区の戸長となり、次いで区長となった。その後、三潴県・福岡県・大分県に奉職し、明治15年（1882）9月に西国東郡長に任じられた。郡長の名簿には、原籍を西国東郡河内村とする「安東九華」の名がある。



生成画像　佐野の庄屋の家

明治23年（1890）、国会が開かれると、安東九華は衆議院議員に当選した。最初の議会が解散したあとも再び当選し、全院委員長に選ばれたという。晩年は郷里で過ごし、当時の政治には関わらなかったと伝えられている。

寿蔵碑

寿蔵碑は、本人が生きているうちに建てる碑である。明治32年（1899）5月、九華が74歳を迎えたとき、郷の人びとが相談して寿蔵碑を建てた。九華の功績を後の世に伝えるためである。碑は邸宅の東にあったという。

碑が建って5年後の明治37年（1904）1月8日、九華は家で没した。享年79である。〔原文①〕



資料　「安東九華翁寿碑」の写真である。九華の伝と同じ頁に掲載されている。

300年をつなぐ一行

天正8年に鞍懸城の前で戦った安東家は、300年後、佐野の庄屋の家として維新を迎え、郡長と議員を輩出した。その間の代々は、「爾後子孫相継ぎ九華に至る」という一行にまとめられている。一人ずつの名は、菩提寺の過去帳や位牌を調べることで明らかになる。

この章の原文と出典

① 寿蔵碑

安東九華、名は宗明、字は子成、通稱貞五郎、初め九華と號し、後號を更め實名とす、其先大神惟基より出で、世々大友氏に事ふ、十四世の孫宮内少輔鎭景の時、天正八年、田原親貫大友氏に叛し佐野鞍懸城に據る、鎭景其弟統貞と共に親貫を攻めて功あり、依て佐野を賜はれ食邑とす、爾後子孫相繼ぎ九華に至る、文政八年三月廿五日、九華佐野の家に生る〔後略〕

出典　後の時代にまとめられた本。

終　この帖の使い方

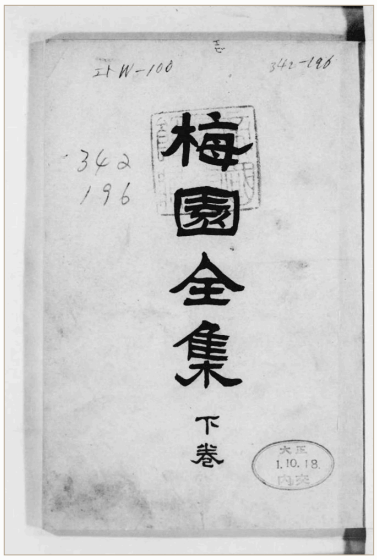

梅園全集 下巻
八章

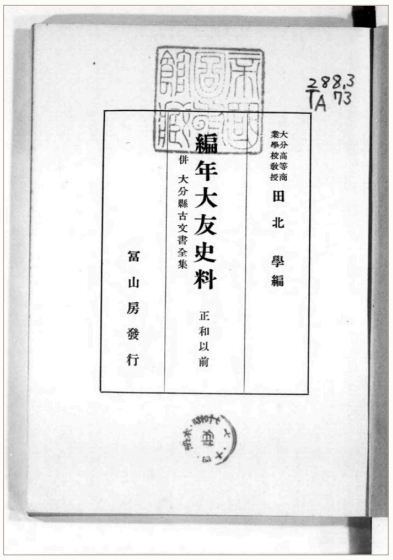

編年大友史料
二章



西国東郡誌
一・三・五・六・九章

本書で主に用いた本の表紙と扉を示す。書名の下に、引用した章を記した。

今後さらに家系の由来を調べるには

長岩屋から佐野までは約9kmである。長岩屋の安東家が、この系譜につながる可能性もある。この筋をさらに確かめる手がかりとなる資料は、次の三つである。

- **除籍謄本**　明治（1868〜1912）の戸主と、その前の戸主の名が分かる。佐野や河内村から移った記載があれば、つながりを絞り込める。
- **菩提寺の過去帳と位牌**　江戸時代の当主の名を、佐野の庄屋の家に伝わる名（貞五郎など）と照らし合わせる。
- **九州大学国史研究室の写真**　河内村の安東家文書を撮影した写真である。堀木と安東の書き分けや、亀介と和泉守の年代を確かめられる。

附一には河内村の安東の人びとを、附二には資料によって異なる記述をまとめた。

完

附一　河内村の安東の人びと

河内村には、佐野の庄屋の家のほかにも、安東を名乗る人びとがいた。ここでは、書状を伝えた高田町の家と、佐野の家から出た人、村の製糸の始まりに名を残した人をまとめる。

書状を伝えた高田町の安東家

鞍懸の戦いの書状は、大正12年（1923）ごろ、高田町の安東家と高田町玉津の家に分かれて伝わっていた。昭和30年（1955）には、高田町（旧河内村）の安東隆氏が所蔵していた文書として、一つの文書群にまとめられ、翻刻された。原本の所在は分からず、九州大学国史研究室の写真による翻刻である。この家は、もとは佐野と同じ河内村にあった。

> **出典**　その時代の文書の翻刻。

佐野の家に生まれた河野通卿

河野通卿は、天保3年（1832）に河内村佐野の安東家に生まれ、田染村の河野通達の養子となって河野家を継いだ。大庄屋を務め、維新のあとは田染村の戸長として、自宅を役場にあてた。村に初めて学校を開いたと伝えられている。九華と同じく帆足万里に学び、明治32年（1899）に68歳で没した。

> **出典**　後の時代にまとめられた本。

河内村の製糸

文久元年から4年（1861〜1864）にかけて、河内村の安東貞斎が座繰りによる製糸を試みた。明治7、8年（1874、1875）ごろには、河内村の安東潜が座繰りの製糸を始めた。明治13年（1880）には、安東潜が器械6窓を据えた。郡における製糸の始まりには、河内村の安東の名が二つ並ぶ。

> **出典**　後の時代にまとめられた本。

附二　資料によって異なる記述

同じ話でも、資料によって年代や人名が異なることがある。話題ごとに各資料の記述を整理し、当方の見解がある場合は併記した。

親貫の最期の日

資料による違い

- 『豊陽志』と『豊後遺事』は、親貫が安岐と鞍掛の二つの城に拠ったと記している。城は天正8年（1580）2月24日に落ち、親貫は自害したという。『西国東郡誌』の編者の注に引用された記述である。
- 『田原家譜』は、これとは別の書き方をしている。
- 郡誌の編者は、親家が9月7日に宮内丞へ送った書状を根拠に、その時点で親貫はまだ生きていたと判断した。そのため、親貫の最期を2月24日より後としている。

当方の見解　本文では郡誌の編者の判断に従った。親家が3月から9月までに出した書状は、親貫が鞍懸城にいた時期のものとして読んだ。

7月の書状の日付と宛名

資料による違い

- 『西国東郡誌』は、日付を「七月二日」、宛名を「安東宮内丞殿　是安帯刀亮殿　丸山外記亮殿」としている。
- 『大分県史料』第10は、日付を「七月一日」、宛名を「安東宮内丞殿　有安帯刀允殿　丸山外記允殿　其外郷内一揆中」としている。

当方の見解　郡誌は原本をもとに、県史料は九州大学の写真をもとに翻刻している。どちらが正しいかは原本で確かめるまで決めず、本文では「7月の初め」とした。

宮内丞・宮内亮・宮内允

資料による違い

- 10月21日の書状の宛名を、『西国東郡誌』は「安東宮内亮」、『大分県史料』第10は「案藤宮内允」と読んでいる。
- ほかの書状の宛名は「宮内丞」である。

当方の見解　「去春」の鞍懸に関する記述と、詫摩佐渡入道が申し伝える書き方は、7月の書状と同じである。そのため、宮内亮・宮内允と宮内丞を同一人物と判断した。

鎮景の書状の年

資料による違い

- 『大分県史料』第10の編者は、この書状を永禄4年か5年（1561か1562）ごろのものとしている。
- 大友家の三老が筑前に在陣した年をもとに、永禄12年（1569）のものとする見方もある。

義統の書状の年

資料による違い

- 『西国東郡誌』は、5月4日の義統の書状の年を示していない。
- 『大分県史料』第10の編者は、宛名の「堀木・丸山」を堀木宮内丞と丸山外記允と解釈している。そのうえで、この書状を天正8年の鞍懸の戦いに関するものとしている。

義統からの「統」の一字

資料による違い

- 佐野の安東家が、大友義統から「統」の一字を受けたと語られることがある。根拠とされるのは、郡誌の古文書の章に収められた、佐野の安東家伝来の一字状である。
- 一字状の宛名は「丸山外記とのへ」であり、「統」の一字を受けたのは丸山外記である（六章）。
- 郡誌の人物の章は、鎮景の弟の名を「統貞」と記している。統貞に名を与えたことを示す文書は、古文書の章には掲載されていない。

注　推定の理由、系統図と地図の読み方

- 注1　天正8年以後。紹忍の12月28日付の書状には、年次の記載がない。宮内丞は郷の100貫を治め、人夫を出す立場にあった。また、紹忍が先年に交わした大膳亮との約束に触れているため、この書状は鞍懸の戦いのあとに書かれたものと考えられる。
- 注2　天正8年10月。親家の10月21日の書状は年次を記していない。「去春」の領境への敵の侵入と鞍懸の包囲が、天正8年の春からのことであるため、天正8年のことと見る。
- 系統図の読み方。宮内丞・大膳亮・外記の3人と丸山外記は、書状の宛名に並んで記されているだけで、続柄は記されていない。大神惟基と佐野の安東家を結ぶ破線は、郡誌の人物の章に基づいている。
- 地図の点は、国土地理院が示す位置に置いた。鞍懸城は「佐野鞍懸城」とも呼ばれるため、地図では佐野の丸と同じ場所に示した。
- 『平家物語』の話は、あらすじのみを記した。原文は引いていない。
- 中世文書の文字は、『西国東郡誌』（1923）と『大分県史料』第10（1955）の翻刻による。翻刻の□は、字が示されていない箇所である。
- 絵は生成画像である。原資料にあるのは、絵の前に置かれた物語・帳面・書状に記されている内容だけである。山道や部屋のしつらえ、人の姿や装束は、作画に際して想像で補った。
- 図田帳の年は『編年大友史料』の配列による。

索引　登場する人

名前	何をした人か	登場する章
大神惟基	豊後の大神氏の祖。佐野の安東家の先祖と伝えられる	一
緒方三郎惟栄	大神氏の祖から数えて5代目の子孫と語られる	一
堀木六郎次郎	奥畑の境を記した注文を受ける	三
西畠道秀入道	久縄の田畠を預け置かれる	三
丸山三郎右衛門	義鑑から出陣の触れを受ける	三
大友義鑑	大友家の当主。豊前・筑前へ兵を出す	三
安東鎮景（宮内少輔）	三老に返書を送る。佐野を賜ったと伝えられる	四・五
田原親貫	鞍懸城にこもって大友氏に背く	五
大友親家	宗麟の二男。鞍懸の感状を出す	五
田原紹忍	大友家の重臣。大膳亮と宮内丞に宛てて書状を送る	五・六
安東宮内丞（宮内亮）	鞍懸で戦い傷を負う。郷の100貫から人夫を求められる	五・六
堀木宮内丞	西来の切寄で手柄を立てる	五
安東大膳亮（十内允）	名代を鞍懸へ出す。大膳亮の官途を受ける	五・六
丸山外記（外記丞・外記亮）	宮内丞と並んで戦い、「統利」の名を受ける	三・五・六・附二
是安帯刀亮	塩硝と玉を受ける	五・附二
詫摩佐渡入道	親家の言葉を申し伝える	五・附二
安東統貞	鎮景の弟と伝えられる	五・附二
大友義統	大友家の当主。安東宮内・安東外記に書状を、丸山外記に一字状を送る	六
安東外記	宮内と並んで義統の書状を受ける	六
安東和泉守	郷中の裁きを預かる	七
安東亀介	扶持を与え、佐野村の庄屋の跡を定める	七・九
安藤左介	亀介から扶持を受ける	七
安東弥太右衛門（堀木・案藤）	大麦を貸し、佐之村の田畠を受け取る	三・七
三浦梅園	国東の学者。婿の貞五郎に手紙を送る	八
松平親賢	杵築藩主。梅園を召し出す	八
安東貞五郎	梅園の長女、類の婿	八
征矢野元甫	中津藩の医師。姉が豊後安東氏に嫁ぐ	八
安東九華（宗明）	庄屋・郡長・衆議院議員。郷の人びとが寿蔵碑を建てる	九
河野通卿	佐野の安東家に生まれ、河野家を継ぐ	附一
安東貞斎・安東潜	河内村で製糸を始める	附一

安東家 綴・伝承帖

文書で確かめた事実に、軍記や近世・近代にまとめられた本が伝える話を加え、年代順に並べて読み物にした。原文は表記を変えずに引用し、地の文に組み込んで読みやすくした。見本では、出典の資料名・所在・頁を伏せ、資料の種類だけを記した。「資料」と記した7枚と、五章および終章の図には、同コレクションのパブリックドメイン画像を用いた。本書は見本であり、本籍地として記した家は架空のものである。絵はすべて本書のために描いた。

2026年10月

